

鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第149号）新旧対照表 第50条関係

改正後					改正前						
○鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第149号					○鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第149号						
第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）					第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）						
1 休憩料（2階部分の緑の郷を使用するもの）					1 休憩料（2階部分の緑の郷を使用するもの）						
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき	区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき
	一般	団体	一般	団体			一般	団体	一般	団体	
大人	220円	165円	440円	330円	1,100円	大人	216円	162円	432円	324円	1,080円
小学生	110円	55円	220円	110円	770円	小学生	108円	54円	216円	108円	756円
備考 1 1時間未満は、1時間とする。 2 団体とは、20人以上とする。					備考 1 1時間未満は、1時間とする。 2 団体とは、20人以上とする。						
2 貸室料					2 貸室料						
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき (6時間を超える時間1時間につき)	区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき (6時間を超える時間1時間につき)
8畳	1,100円		1,650円		220円	8畳	1,080円		1,620円		216円
6畳	770円		1,100円		165円	6畳	756円		1,080円		162円
備考					備考						

1 1時間未満は、1時間とする。

2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5割増の額とする。

1 1時間未満は、1時間とする。

2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5割増の額とする。